

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 支給要件

支給対象者／平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。
※「高齢者向け給付金」を受給した方は除きます。

支給額／1人につき **30,000円**

申請方法・提出先

申請期間／9月28日(水)～12月28日(水)
(土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は12月28日の消印有効)

提出書類／申請書、本人確認書類等（運転免許証や旅券、健康保険証の写し）

申請先／「臨時福祉給付金窓口」【役場2階中心市街地活性化推進室隣】
※申請書は、9月下旬に町から支給対象世帯宛てに郵送します。

給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。
※海外で開設した金融機関口座には振り込めません。また、長期間使用していない口座には振り込めないことがあります。

注意事項

- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。寄居町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

問い合わせ**申請方法に関する問い合わせ**

寄居町役場 「臨時福祉給付金」窓口 ☎581・2121（内線126・127）

制度に関する問い合わせ

厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル ☎0570・037・192
または、特設ホームページでご確認ください。 [カクニンジャ](#) [検索](#)

支給されます！

2つの給付金**平成28年度
臨時福祉給付金**

平成26年4月に実施した消費税率の引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

**1人につき3千円****障害・遺族年金
受給者向け給付金**

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

**1人につき3万円**

※支給はどちらの給付金も1回です。
※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

平成28年度 臨時福祉給付金 支給要件

支給対象者／平成28年度分の**住民税が課税されていない方**が対象です。
ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは対象となりません。

支給額／1人につき **3,000円**

基準日／平成28年1月1日基準日時点で住民票が寄居町にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても住民票の手続を行えば申請することができます。なお、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに寄居町にお住まいの方については、寄居町で申請を受け付けることができる場合がありますので、ご相談ください。

！「臨時福祉給付金」や「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。